森林環境税(仮称)の早期創設を求める意見書

我が国は森林国であり、水資源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止への貢献など、森林の持つ多面的機能は国民生活に様々な恩恵をもたらしており、これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備の財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税(仮称)」創設に向けて、検討が進められているところであり、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の持つ公益的機能の発揮のみならず、中山間地域を中心とする雇用・所得の拡大により、地方創生にも大きく貢献するものである。

本県においては、脱炭素社会の実現に向けて「徳島グリーンスタイル」として、森林の公的管理や協働管理などに取り組むとともに、平成17年度から、数次にわたる林業プロジェクトを推進し、10年間で県産材の生産量は大幅に増加し、200人を超える新たな担い手が加わるなど、林業の成長産業化による地方創生の取り組みも進めている。

この確かな流れを加速し、伐採から植林、保育といった森林サイクルを国を挙げて取り戻し、地球環境の保全に向けた、森林吸収源対策の強化に必要な安定的財源の確保のため、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1 多面的機能を持つ森林は国民共有の財産であり、国を挙げて、継続的な森林 整備・保全に取り組めるよう安定財源の確保に向けて「森林環境税(仮称)」 を早期に創設すること。
- 2 その際、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備を進めるとともに、都道府県の役割の明確化や、逆進的な租税負担とならないことなど、地方の意見を聞き地域の実情に合った制度設計とすること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

徳島県議会議長 木 南 征 美